

令和5年度 第3回 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会

- 1 日 時 令和5年8月24日（木）午前10時00分～11時55分
- 2 場 所 府中駅北第2庁舎 3階会議室
- 3 出席委員 13名（50音順）
加藤委員、島村委員、鈴木委員、中山委員、廣瀬委員、松木委員、松崎委員、峯委員、
村越委員、山本委員、吉木委員、和田委員、渡邊委員
- 4 欠席委員 2名
青柳委員、河西委員
- 5 出席職員
小森福祉保健部次長(兼)生活福祉課長
<高齢者支援課>
金崎高齢者支援課長、小暮高齢者支援課長補佐(兼)地域包括ケア推進係長、
神田地域支援係長、平澤介護予防生活支援担当主査、柳沼在宅療養推進担当主査、
長岡高齢者支援課主査、正木事務職員、梶原事務職員
<介護保険課>
時田介護保険課長、矢島介護保険課長補佐、小俣資格保険料係長、
小島介護保険制度担当主査、井上介護サービス係長、石井介護認定係長、
安藤施設担当主査
- 6 傍聴者 1名
- 7 内 容
(1) 本日の会議について
(2) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の令和4年度実施結果と
令和5年度実施計画について
(3) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の素案について
(4) その他
- 8 配付資料
資料1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定
資料2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況（令和4
年度実施結果・令和5年度実施計画）
資料3 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（令和6年度～令和
8年度）【素案】

9 全文録

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第3回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を開催いたします。はじめに事務局より本日の協議会委員の出席状況をお伝えいたします。本日は現時点で12人の委員にご出席をいただいております。出席が過半数に達しておりますので、協議会規則第4条第2項により、会議が有効に成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、本日、傍聴を希望されている方が1人、お見えになっています。傍聴の許可につきまして、当協議会の判断をいただきたいと存じます。

○会長 傍聴の申し出がありますので、皆様にお諮りします。傍聴を許可することに、ご異議はございませんか。

○一同 (異議なし)

○会長 それでは、事務局は傍聴者を会議室の中に案内してください。

<傍聴者着席>

○事務局 それでは資料の確認をさせていただきます。始めに、本日の協議会の開催にあたりまして、資料送付が直前になり、大変申し訳ございませんでした。

それではお手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、次第

次に、資料1「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定」

次に、資料2「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況（令和4年度実施結果・令和5年度実施計画）」

最後に、資料3「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（令和6年度～令和8年度）【素案】」でございます。

不足等はありませんでしょうか。途中で資料の不足がございましたら、事務局にお申し出ください。それでは、以降の進行につきましては、会長をお願いいたします。

○会長 それではまず、前回の議事録の確定をしたいと思います。既に委員の皆様には事前にメールにて送付されていますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたか。

○事務局 一度案を送付以降、2名の方からご連絡をいただきまして一部修正を行いました。その後改めて送付したのち修正のご連絡はございませんでした。そのため、今回、改めて資料配付はしていません。

○会長 それでは、本日この場をもって、前回の議事録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。続いて、お手元の次第に沿って会を進行していきたいと思っております。

議事（１）本日の会議について

○会長 議事（１）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、本日の会議について、資料１をご覧ください。

本日の会議の内容ですが、１点目に、資料の左側、計画推進等協議会の上段にあります第８期計画の進行管理のオレンジの枠のなかをご覧ください。令和３年度から令和５年度までを計画期間とする第８期計画の令和４年度の実施結果と令和５年度の実施計画について、ご説明いたします。

２点目に、その下、計画素案（１回目）とあるように令和６年度から令和８年度までを計画期間とする第９期計画の素案について、ご説明をいたします。

３点目に、その他として、次回の協議会の開催についてご案内いたします。
また、円滑に議事を進行するため、各資料の説明を部分的に省略いたしますことにご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。本日は、第８期計画に関する「令和４年度の実施結果と令和５年度の実施計画」について、そして「第９期計画の素案」について委員からの意見を確認したいとのことでした。

それでは、事務局から説明のあった「本日の会議について」ご質問はありますか。
では、先に進みます。

議事（２） 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の令和４年度実施結果と令和５年度実施計画について

○会長 それでは、議事（２）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 府中市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画（第８期）の進捗状況について説明いたします。資料２「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる事業の進捗状況」をご覧ください。今回は、第８期計画に掲載しております、全９１の事業について、各事業の主管課が令和４年度の実施内容の自己評価を行うとともに、令和５年度の実施計画の確認を行いました。なお、評価は、計画として記載した取組内容や数値目標に対する達成状況により判断し、表紙にありますように、「◎、○、△、×」の４段階で表しております。また、新型コロナウイルス感染症により縮小または中止した事業で、○以上の評価をつける場合には、そのように評価した理由を備考欄に記載することとしております。

それでは、９ページの下段をご覧ください。４つの基本目標ごとに、数点ずつ、ポイントとなる事業を中心にご説明いたします。初めに、基本目標１「心と体がいきいきしている」でございます。事業番号の１７「介護予防推進センターにおける介護予防事業やセンター機能の強化」について、令和４年度の実績は実行欄に記載のとおりです。昨年度も新型コロナウイルス感染症の影響が続いた中ではありましたが、感染症対策として行っていた制限を徐々に緩和したことや、オンラインを活用した取組などの工夫が進んだことから、

概ね3年度より増加しております。しかし、計画にあります数値を下回ったため、評価は△としております。

続いて、11ページの上段をご覧ください。事業番号の20「介護予防・生活支援サービス事業の推進について」は、介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中予防サービス、いわゆるサービスCに関するものです。昨年度は、都のモデル事業の指定を受け、サービスCの再構築を行いました。その結果、計画では、サービス終了後に介護保険サービスを使用せずに生活ができるようになる方は、3名と見込んでおりましたが、16名、割合として全利用者の3割以上がそのような状況となり、想定以上の結果が出たことから、評価は◎としております。

続いて、23ページをご覧ください。基本目標2「住み慣れた地域で暮らしている」でございます。事業番号39「生活支援体制整備事業の推進について」では、昨年度も1層と2層、合わせて12名の生活支援コーディネーターを配置し、文化センター圏域ごとに活動している住民主体の活動である「わがまち支えあい協議会」への支援等を通じて、生活支援体制の整備を推進しました。今後は、「わがまち支えあい協議会」の活動等を通じて把握した課題を整理、分類し、全市的な課題を一層の協議体であるこの計画協議会へ挙げられるように、関連する各会議体の見直しも検討してまいりたいと考えております。

続いて、24ページ上段をご覧ください。事業番号40「医療・介護・福祉関係機関の連携構築について」です。昨年度は、医療、介護の多職種を対象とした研修会を2回開催し、合計200名以上の方にご参加いただきました。ご参加いただいた方からの評価は、概ねよかったのですが、開催回数、参加人数ともに、計画値を下回ったため、評価は△といたしました。顔の見える関係作りのためには、直接顔を合わせるのが効果的であることから、今後は、対面形式を基本としつつ、必要に応じてWebを併用して開催してまいりたいと考えております。

続いて、29ページ上段をご覧ください。基本目標の3「安心して暮らしている」でございます。事業番号51「地域での多様な相談体制の整備について」です。地域包括支援センターでの相談実績は、延べ件数では、令和3年度を下回ったものの、実人数では上回っていることから、概ね必要な相談に対応することができたことと捉え、評価は○といたしました。相談を受けることが支援の第一歩目であり、大変重要であることから、引き続き、地域包括支援センターの認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。また、昨今は相談内容が複雑困難化している傾向があるため、地域包括支援センターおよび市の職員のさらなる対応力向上も併せて図ってまいりたいと考えております。

続いて、37ページ上段をご覧ください。事業番号64「認知症サポーターささえ隊養成講座の実施について」です。認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守ることができる市民を増やすことを目的に、関係各所に働きかけて実施しました。開催数は48回と、3年度と比べて増加しているものの、計画値を下回っていることから、評価は△といたしました。今年度は、昨年度中に市立学校の校長会への実施の依頼をした上で、各地域包括支援センターから働きかけをしていることから、小・中学校での実施がさらに増えている状況です。今後も、学校との連携を継続させていただき、サポーターの増員につなげてまいりたいと考えております。

続いて46ページ上段をご覧ください。基本目標4「必要な介護保険サービスを適切に

利用できている」でございます。事業番号79「地域密着型サービスの基盤整備について」です。新たにグループホームを開設する事業者の選定を計画し、選定することができましたが、やや遅れが生じているため、評価は△といたしました。補助金の交付等、市として必要な手続きを着実にやり、開設に向けて伴走してまいります。

47ページの下段をご覧ください。事業番号82「介護保険サービス利用料等の軽減について」です。低所得者の介護保険サービス利用を支援するため、介護サービス利用料の軽減事業と社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減事業を行ったところ、ともに3年度を上回る方に対して適用することができました。そのため、評価は○としております。

一番後ろのA3のページをご覧ください。この資料は、8期計画の事業評価一覧となっており、計画に位置付けた各事業の令和3年度と令和4年度の評価を比較できるようにまとめたものです。参考としてご覧ください。

以上で計画に係る事業の進捗状況の説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、「第8期計画の令和4年度実施結果と令和5年度実施計画」について説明がありました。委員の皆さんから何かご意見はありますでしょうか。

○委員 8ページの健康診査に関するところは、毎年△ですが、具体的な受診率の目標値はありますか。

また、改善点で、「令和3年度にFC東京と共同事業があった」ということですが、具体的に何をされたのですか。「民間企業との協働事業を活用している」ということですが、具体的にどのようなことをしているのか教えていただきたいと思っております。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 1点目の受診率の目標値については、担当課が同席しておらず、事前に把握もしていないので、改めて確認をしてご報告いたします。申し訳ございません。

2点目のFC東京との共同事業に関しては、対象の方への案内用の封筒や印刷物に、FC東京のロゴやマスコットキャラクターを活用させていただいています。または、選手の写真を掲載させていただくことで、市民の方の関心を高めて、受診率の向上につながる取り組みを行っていると考えています。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 他の自治体に比べて、受診率は高いのか、低いのか確認してください。

○事務局 確認して、合わせてお伝えいたします。

○委員 事業番号90「ケアマネジャーの資質の向上に向けた研修会等の実施」で、令和

3年度と令和4年度の「計画」と「実行」が、すべて同じ表記なのですが、評価が○から△になっているのは、どのような理由でしょうか。

もう1点は、事業番号46のように、令和3年度が○で、令和4年度が△になっている事業の「改善点・今後の方向性など」のコメントが、すべて同じになっている部分があります。これらは、同じ対策だということで、よろしいですか。

○会長 事務局、いかがですか。

○事務局 1点目のご質問については、事業番号90を一例としてご指摘いただいたと思います。評価で実績値が同じなのに評価が違う理由をご説明いたします。令和3年度には、評価にあたっての統一的な考え方をお示ししていなかったのですが、今年度は考え方をお示したことによって、各判断の基準が変わったため、異なる評価になっています。具体的には、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、計画値を下回ったとしても、特段統一的な基準を示しておらず、各課の判断で評価をしていました。今回は、ご説明の中でもお話ししました通り、「新型コロナウイルス感染症の影響で中止または縮小したものについても、計画値を下回っていれば、△以下の評価にする」という考え方を基本としています。ただし、「特別な事情、例えば、別の代替方法で同様の成果を得られたということがあるような場合には、備考欄に記載して、○以上の評価をつけることができる」といった考え方をお示しましたので、それに則して評価を行いました。

2点目のご質問、27ページの事業番号46については、評価が○から△にか変わったにもかかわらず、その下の改善点の内容は変わらないというご指摘でした。改善点の文言にすると同様の内容になるのですが、実際の具体的な内容については、「令和4年度の実施状況を踏まえて改善できるようにしていく」というところで、令和3年度と令和4年度で同じ改善点を考えているということではございません。

○会長 よろしいでしょうか。他にご意見等はございませんか。

○委員 2点質問します。1点目です。11ページの介護予防のサービスCの評価が◎です。16名が介護保険を卒業したということですが、終了してOKではなく、年を取れば機能が落ちることは自然の流れですので、そこから先どのようにして維持していくか、そのための取り組みは、どのようなことをお考えですか。

2点目です。37ページの認知症サポーター養成講座について、「日常生活で利用する商店に対する出前講座」とありますが、銀行や郵便局等のお金を関わる場所の研修は、どのようなになっていますか。

○会長 事務局、いかがですか。

○事務局 1点目のサービスCについてのご質問にお答えします。3か月間の通常のプログラムが基本になりますが、各回でリハビリテーション職との面談を行うことによって、利用者がセルフマネジメントができるようになることを心がけて対応しております。また、

3ヶ月のプログラム終了後は、地域の活動の場等にお繋ぎするということをしていますが、そのような活動を通じて、その後の状態の変化というものが把握できるように努めております。

2点目は、資料37ページの事業番号64、認知症サポーター養成については、対象について、どのような機関に働きかけをすると有効かということで、地域包括支援センターの職員も含めて検討しております。案では、金融機関も出ていましたが、今年度は、まず警察官の認知症の理解を深めたいということで、府中警察署とご相談をさせていただき、先日、講座を実施させていただきました。

○委員 英国などでは金融機関への啓もうに力を入れていると聞きましたが、そのようなことも必要だと思います。

○事務局 金融機関を対象とすることについては、地域包括支援センターを含めた検討の中でも重要だという意見が出ていますので、今後、対象として検討したいと考えています。

○会長 他にご意見等はございませんか。

○委員 39ページの事業番号68「初期集中支援チーム」は、「令和4年度対応件数1件」とありますが、これは、相談件数が1件だったのでしょうか、他の理由があって1件しか実施できなかったのでしょうか。

○事務局 事業番号68「初期集中支援チーム」については、去年は相談が1件で、その1件を実施いたしました。

また、相談件数が多くなかった要因は、包括支援センターのヒアリング等からも、包括支援センターが関わる中で、そのまま受診につながり、初期集中支援チームを使わなくても医療につながっていることが考えられます。

○会長 他にご意見等はございませんか。

○委員 36ページの事業番号63「介護サービス事業者の感染症対策の推進」で、令和4年度の介護保険サービス事業所4か所、PCR検査の費用が312ということですが、内訳はどのような事業所ですか。また、3年度から4年度で8か所から4か所に減ったということですが、どのように分析されたのでしょうか。

○事務局 事業番号63について、事業所の内訳ですが、対象は有料老人ホームと通所事業所になります。今回、事業所の数が減ったことについては、感染の状況によるところが大きいと考えておりますが、申請いただいた場所については、その事業所の中で感染が発生したときに、予防的に広がらないようにということで、PCR検査を実施した費用の助成という形になります。今回の市の補助金以外のもので、対象になっている事業所については、その他の補助金から対策を取っております。市に対して申請があった件数は、この

4件ということになります。

○会長 よろしいでしょうか。他にご意見等はございませんか。

○委員 事業番号87「働く環境の改善」、ということですが、介護人材の確保が難しい状況の中で、具体的にどの辺りを評価されているのでしょうか。

○会長 事務局、評価の仕方についてのご質問です。いかがですか。

○事務局 事業番号87の令和4年度の評価については、計画に書かれている「人材確保に向けての国や東京都が実施する各施策に基づき支援を行う」ということで、主に周知を徹底しているということと、この計画の2点目の「地域密着型サービス等の指定更新の際に必要な文書を削減することで、事業所の負担を軽減する」ということの2点の計画に基づき、実施状況を実行欄に記載し、評価を○としています。

○委員 具体的にどのような取り組みをしていかなければいけないのかと考えると、担い手をつくっていかないと、改善されないと思います。「取り組みの検討が必要となる」という課題を挙げていただいているのですが、担い手の確保を進める具体化していただきたいと思っています。

○事務局 ご意見を踏まえ、具体化できるように検討していきたいと思っています。

○会長 私から質問いたします。「職場環境の整備・改善」について、上に「介護ロボット、ICTの導入」とありますが、職場改善を改善するために、府中市ではどのような形で、施設に情報提供されていますか。取り組みが3件ということですが、それでは間に合わないのでしょうか。

○事務局 「介護ロボット、ICT導入による負担軽減等についての取り組み」に関しては、主に、東京都や厚生労働省等からの支援事業の実施の案内等が各自治体に下った際に、市から直接、各事業所等にメール等で周知を行うとともに、その締め切り等をお知らせすることで、極力申し込みをしていただくよう、周知を徹底しているところです。

また、本市としましても課題として感じていることは、このような関係の手続きは、事業者には負担がかかりますので、手続きを行わなくてはいけないというところが課題だと認識しております。この点については、東京都のヒアリング調査の際に、市からも東京都に対して、補助事業等を実施すること自体は大変よいと感じているけれども、事務負担の軽減をする点について、東京都側の支援も必要であると認識しております。本市においても、引き続き、各事業所に対して、手続き等が極力負担のない形で行えるような形を支援していきたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。

相対的にみて、人材の問題と、医療と福祉の連携等について、また認知症の問題について、△が多いということがわかります。これらの課題に、次期計画でどのように取り組むのか、ぜひ考えていただきたいと思います。

このようなことも含め、ご意見等があればお願いいたします。

○委員 事業番号87について、書類手続きをメール等に替えて負担軽減していただき、ありがとうございました。現場で、行政の手続きをしようという気持ちになることが大変です。できれば、一斉に対象者を集めていただき、記入の講習会のようなもの開催し、その場でご説明いただきながら記入できるとありがたいといつも思っていました。現在は、そのような手続講習会は実施されていますが。また、今後、実施できそうですか。

○事務局 現状としては、事務手続の説明会を行う予定は、特段ありません。各事業所からお手続をしていただくのは、変更届や事業所の状況による届け出であり、手続き方法や必要書類が異なりますので、全体的な説明会は考えていません。その代わり、随時、介護保険課において、事業所からのお問い合わせの対応は、電話やメールでお受けしており、事業の方々の不明点の解消に努めています。

○事務局 補足いたします。直接、事業番号87の視点から外れるかもしれませんが、介護保険課のさまざまな手続きにおいて、事業所の方に、被保険者の方の申請をしていただくものがあります。市役所がこの8月に新庁舎に移った際に、DXのしくみの構築を始めています。その中で、事業所の申請手続きで、窓口に来ていただく事務負担を軽減できないかを考えています。令和5年度以降にはなるとは思いますが、働く環境の改善につながるように、進めております。

○委員 DX等を進めていただけるということで、ありがとうございます。更新手続き等はそれで結構なのですが、新規にICTの補助金等の申請をするような場合、メールで通知をしていただいているということでしたが、新しいもの、初めてのものを申請するとき、現場でだれが担当するのかも含めて、対応は結構大変です。新しいものに関してだけでも、説明していただける場があればうれしいと思います。

○会長 今後も新しいシステムを使いますので、その点についてもご検討いただきたいと思います。

他にご意見等はございませんか。

○委員 10ページの事業番号19「総合事業における訪問型と通所型サービス」には、国基準と市独自基準サービスありますが、令和3年度、4年度では、計画がなく、実行があると記載されています。この部分の説明をお願いいたします。

また、市独自基準とは、そのようなものですか。

○会長 事務局、いかがですか。

○事務局 国基準と市基準の違いについてご説明します。国基準は、総合事業が始まる前に、介護保険の給付の中で行われていた要支援者への訪問型サービスや通所型サービスと同様の基準で行っているものです。市基準は、各市の判断で、そこより緩和した基準で行っているものです。一例としては、訪問型だと、国基準では身体介護を行うことができるのですが、市基準だと、身体介護はできずに、生活援助のみを行うということになります。サービス内容が異なりますので、それによって介護報酬の額も差がでることになります。

○会長 よろしいでしょうか。他にご意見等はございませんか。

○委員 一覧の中の「健康づくりと介護の一体化の推進」のところ、「健康づくりと予防に取り組む地域への支援と担い手の育成」では、△が多くなっていることがわかります。24番「自主的な健康づくりの支援」で、計画がやや遅れているという評価がされていますが、実際に何をすればよいのでしょうか。25番「予防・サポーターの人材育成と活用」も含めて、高齢者だけで何かをするということではなく、地域を巻き込んで、若者も含めて、介護予防サポーター等の養成を、今後も続けてほしいと思っています。

○事務局 ご意見、ありがとうございます。例えば、介護予防サポーターの部分で、高齢者だけではなくて、それ以外の若年世代も巻き込んで進めるというご意見をいただきましたが、市としても、まったく同様に考えております。これまでは、どちらかというと高齢者福祉だと対象を高齢者に限定しておりましたが、今後は、高齢者だけでなく、例えばプレシニア世代の方を巻き込むという話も出てきています。今後も、各事業で、そのような観点で進めていきたいと考えております。

その前のご質問について、お答えできていなかったところがありました。10ページの事業番号19番で、令和3年度、令和4年度の計画値が空欄になっている点ですが、この事業に関しては、「性質的に介護保険の給付に近く、対象要件に当たっていて、必要な方がいればサービスを提供する」というものです。どちらかというと、計画を立てるというよりは、「必要な方がいれば適切にサービスを提供できるようにする」というような視点です。計画値というのを特段設けずに、令和3年度、4年度については実施していました。ただ、令和5度については、現状の実績値を踏まえて、これぐらいの見込みが必要だろうというところを計画値に記載しております。

○会長 よろしいでしょうか。介護サービスは、府中市の目玉事業ですので、充実を図っていただきたいと思います。

他にご意見等はございませんか。

○委員 新しい計画をつくるにあたり、今回の計画がうまくいっているかを評価をしながらつくるということですが、例えば10ページの事業番号19番「高齢者総合事業における訪問型サービスと通所型サービス」で、「高齢者生活支援員研修」というものがずっと実施されています。他の自治体だと、30人、40人の受講者がいるような状況の中で、府中市は、なかなかうまくいっていない数字です。就職した方も、実際に仕事をした方も0

人ということですが、何がうまくいかない理由なのかも検討し、次年度も実施するのであれば、繰り返しのならないように、探りながら進めていただきたいと思います。

認知症サポーターについても、警察署で実施した際に、大変有効な講話だったと、包括支援センターからお聞きしました。警察官の方が、今、何を悩んでるかということで、一番の大きな問題は、万引きだお聞きしました。であれば、もちろん、小学校も実施していかなければいけないと思いますが、近くのコンビニエンスストアやスーパーマーケット等に理解を求めるような動きを、今以上に進めていく必要があると思います。具体的には、「買い物に来て、お金を支払わない方に対して、警察官がその都度出動するというところに非常に困っている。どのように対応したらよいのか」というご意見でした。働きかけの具体的な方法を、次年度に示すヒントになるかと思えます。

人材確保については、「府中で働きたい」という方もおられます。よく調べていただきたいことなのですが、今年度に入って、府中市内のケアマネジャーが5人も辞めています。辞めて、他の市で働いているということで、他市に移っているという現状です。理由については、職場環境なのか、その事業所の運営の方法に問題があるのかわかりませんが、一方で、聞こえてくることは、府中市独自のやり方があり、ケアマネジャーとして働きにくい部分もあるということです。具体的に調べていただき、働きやすい環境を整えていただきたいと思います。また、ICTの活用にも繋げることも大切だと思います。ケアマネジャーがいなければ、事業をどこも受けてもらえず、事業が回らない状態になってしまうと思います。

○会長 ご意見を含めて、いかがでしょうか。

○事務局 1点目の総合事業の生活支援員については、生活支援員を実際の総合事業のサービスの提供者として活用するという点で、ご指摘の通り、うまく繋がっていないという現状があります。要因については、事業所側と研修を受講された方側の両方にお話を聞きながら、把握に努めているところですが、例えば、「研修は受けたけれども、仕事をするには少しハードルが高い」というようなお声を受講者側から聞きます。また、事業者側からは、「研修はしてもらったものの、その方、お1人で高齢者の方のところに行ってサービスを提供するということになる、責任の問題等も含めて不安がある」というお声もいただいています。今後は、それらのご意見を参考に、さらに把握に努め、改善を図っていきたいと考えています。

認知症サポーター養成講座のコンビニエンスストアやスーパーマーケットでの必要性について、ご意見をいただきました。銀行についても同様ですが、包括支援センターとも相談して、どのような主体にアプローチをかけることが効果的か、検討しているところです。コンビニエンスストアやスーパーマーケットも具体的に挙がっています。今後、受講した方に何を期待するのかという目的を考え、包括支援センターも含め、市として有効だと考えられるところに、優先的に働きかけをしていきたいと考えております。

ケアマネジャーの件は、市としても、今年度退職をされた方が複数おられるという現状は把握しております。府中市独自のやり方が影響しているのではないかとご指摘ですが、その点についても、実際に働いておられるケアマネジャー、事業所に要因をお聞きし

て、そのような部分が影響しているということであれば、担当課に伝え、そのやり方が本来に必要なものなのか否かを検討し、改善することを働きかけていきたいと考えております。

○事務局 介護保険課から補足いたします。ケアマネジャーの不足については、介護保険課にも情報が入ってきています。一部の意見ではありますが、以前、府中市からケアマネジャーに相当厳しい指摘を受けることが多かったという話があります。ケアマネジャーにも、そのような認識が強く根付いているという話を聞きました。ただ、府中市での居宅事業所のケアマネジャーとの連携において、特に厳しい姿勢をとっているという現状はありませんので、その点をご理解ください。現在は、居宅事業所の連絡会と、月に1回、連携を取っておりますので、そのような認識がある事業所の方がおられれば、今後、関係性について、府中市の厳しい独自ルールがあるというようなことはないとお伝えしていきたいと考えています。実際に、ケアマネジャーが不足している現状についても、居宅の連絡会の皆さまと連携を取り、検討していくことを考えております。

○会長 高齢者の事業では、ケアマネジャーが核になりますから、働きやすい環境を市が整えるというのが必要だと思います。連絡協議会等いろいろなところで連携するよう、よろしく願いいたします。

○委員 ケアマネジャーの給与は、全国で一律なのでしょう。専門職、例えば、歯科衛生士や看護師の給与も、何十年も評価が変わっていないということを聞きました。他市にくらべて、かなり低いという状況のようですが、いかがですか。そのようなことが原因で、他市に引き抜かれているようなことがあるのではないのでしょうか。市のお考えをお聞かせください。

○会長 事務局、いかがですか。

○事務局 ケアマネジャーの給与に関しては、特に、市独自の基準があるわけではなく、国の一律の方針の中で決まっています。ですので、近隣地に転職されるのは、報酬が直接の要因ではないと認識しております。

○会長 よろしいですか。

○委員 総合事業の研修がうまくいっていないということでしたが、実は、生活援助のほうが、身体介助よりも専門性が必要です。他者の家に行って、家事をするということは、誰にでもできることではなく、主婦ならだれでもできるだろうという発想は、間違いです。自分の家のルールで家事を行うことはできるかもしれませんが、その家のルールで家事をすることは、身体介護よりも専門性が必要だと私は思っています。そのような理由で、うまく進められないのではないかと思います。そのようなことも考慮して、ご検討いただきたいと思います。

ケアマネジャー不足に関しては、全国的な傾向だと聞いています。ケアマネジャーが働く環境が厳しくなっているということで、逆に言えば、府中市独自にケアマネジャーを大事にしていく施策を作っていくしかないと思います。ケアマネジャーが伸び伸びとプランを立てられ、他市から府中市に来たくなるような環境を整えるということです。現在は、締め付けられているような感じがあるのだと思います。

○会長 事務局、いかがですか。

○事務局 1点目の総合事業の生活支援員の担い手の件ですが、利用者さんのルールに合わせた生活援助のほうが大変だというご意見をいただき、そのような要因もあるということ、今回、把握をさせていただきました。また、実際に研修を受けられた方のご意見等も踏まえ、必要な改善をさせていただきたいと考えております。

○事務局 ケアマネジャー不足に関しては、ご指摘の通り、全国的な傾向だと把握しております。介護報酬については、ケアマネジャーには加算がつかないので、他の事務所の報酬等にくらべて低く抑えられている状況があります。これも要因の1つではないかと聞いています。

府中市で金銭的な支援をするということは、なかなか難しいのですが、例えば、昨年度の後半から始まったケアプラン点検等を通じて、ケアマネジャーがきちんとケアプランを作れるように支援をしていきたいと考えております。また、月に1回、会合に市の職員が出席をして、意見交換等を行っておりますので、そのような部分で情報共有しながら、課題の解決に努めていきたいと考えております。

○会長 市が単独で財政支援を実施することは考えていないということですね。

○事務局 市単独で財政的な支援をすることは考えておりません。

○会長 他にご意見等はございませんか。では、先に進みます。

(3) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（9期）の素案について

○会長 議事（3）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料は膨大なページ数があるにも関わらず、委員の皆さまへの送付が前日となってしまい、誠に申し訳ございませんでした。皆さまからのご意見につきましては、本日の協議会だけではなく、別に期間を定めて承りたいと考えております。よろしくお願いたします。

資料の内容について説明させていただきます。目次をご覧ください。第9期計画については、前回の協議会でお諮りした通り、第8期計画の構成を引き継ぐ形をとっております。第1章は「計画の作成に当たって」、第2章は「現状と課題」、第3章は「計画の基本的な

考え方」、第4章は「基本理念の実現に向けて」、第5章は「介護保険事業の財政見通し」、第6章は「計画の推進に向けて」という構成になっております。

1ページの第1章「計画の策定に当たって」をご覧ください。1「計画策定の趣旨」では、日本の高齢者人口は一貫して増加しており、今後も数十年間は増加が続く見込みであることを記載し、高齢化の状況やニーズ等の動向は地域ごとに異なるため、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進する必要性があり、高齢者保健福祉施策のさらなる推進や介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施をするために計画を策定するものであるとまとめております。

続いて、2ページをご覧ください。2「計画の位置付け」では、本計画に関連する本市の総合計画や福祉の各分野別計画の関連性を整理するとともに、3ページに各計画の計画期間をまとめております。

続いて、5ページの第2章「現状と課題」をご覧ください。1「高齢者を取り巻く状況」としては、本市の高齢者人口等の近年の推移を掲載し、7ページから今後の見込みを掲載いたします。なお、見込みの数値は現在推計中ですので、別途お示しをさせていただく予定です。

続いて、10ページをご覧ください。2「介護保険制度を取り巻く状況」では、はじめに要介護認定者数及び認定率等、介護保険制度に関する本市の実績値の推移を掲載し、17ページからは見込みの数値を掲載いたします。なお、この見込みの数値も現在推計中です。

続いて、19ページをご覧ください。このページから37ページまでに、昨年度に実施したアンケート調査により把握した現状と課題を抜粋して記載しております。

続いて、38ページをご覧ください。このページには、地域ケア会議を通じて把握した課題等を記載しており、(1)「包括的な相談及び支援体制の整備」、(2)「高齢者の外出機会や社会参加の促進」、(3)「協働による取組の促進」の3点を挙げております。

続いて、39ページをご覧ください。このページからは、5「介護保険制度の改正等により市に求められる課題」をまとめており、(1)「介護サービス基盤の計画的な整備」から(3)「介護人材確保及び介護現場の生産性向上」は、国が示した基本指針を踏まえたものの、(4)「認知症施策の推進」は、今年の6月に認知症基本法が国会で成立し、今後、市町村においても法の趣旨を踏まえた施策の推進が求められるようになることを踏まえたものになります。なお、ここに記載している内容は、今後、国が示す内容によっては変更を加える可能性がございます。

42ページをご覧ください。6「課題の整理と今後の対応方針」です。第8期計画で挙げている29の施策、それぞれについて、現状と課題、第8期の取組状況、施策の方向性をまとめているものです。

一旦ここまでで説明を区切らせていただきます。

○会長 ありがとうございます。第2章までで、ご質問等があればお願いいたします。

○委員 本日、初めて資料を拝見しましたので、細かいところまでは見れていませんが、全体的な構成について、現行の8期計画と同じ、6章構成になっていると理解してよろし

いですか。また、目標数値の設定の仕方、ガイドラインと言うのでしょうか、事務局のお考えがあればお聞かせください。

○会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 1点目のご質問の、計画の構成については、第8期計画と同じ、6章構成を考えております。

2点目のご質問ですが、第3章以降に掲載する、具体的な各事業の目標値は、各主管課が現状を踏まえて設定するものになります。または、例えば、総合計画のような他の計画で設定している目標値を踏まえて、設定するものです。特段、統一的な考え方を設ける予定はございません。

ただし、第8期計画で、アウトカム指標として10ある対応方針ごとに、トータル的な目標値を設定しているのですが、そちらの考え方についても、第8期計画の考え方を引き継ぎ、同様に設定する考えです。この設定については、各課というよりも、複数の課が行っている事業をトータル的に見たところで、取りまとめを担当している高齢者支援課と介護保険課で設定をしていく考えです。

○会長 他にご意見等はございませんか。

○委員 他分野との連携が重要だという話がありましたが、3ページの計画期間について、ご質問します。いろいろな分野の計画がありますが、子ども・子育て支援の分野が、他の計画とずれてるのが少し気になります。子ども・子育てとは、地域福祉計画とも連動する部分もあると思いますし、その下の保健計画・食育推進計画とも連動する部分があると思います。このずれは、何年かに1回、改正するということが決まっていのだと思いますが、揃えることは可能でしょうか。揃えたほうが、お互い連携して計画できると思いますが、いかがでしょうか。

○会長 私も以前から、この指摘をしています。事務局、いかがですか。

○事務局 他部署の計画ですが、ちょうど私が27年度に担当しておりましたので、回答させていただきます。27年度に、子ども・子育て新法ができ、そこから策定した計画です。国の方針による年数で作るよう定められていますので、ずれてしまうものだと認識しております。

○会長 揃えることはできるのです。後ほど説明させていただきます。ぜひ、子ども、障害者、高齢者の3つはきちんと揃えた上で連携を取ると良いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 3点、申し上げます。1点目。府中市では、介護予防に大変力を入れているということです。介護状態にならないようにすることは確かに重要ですが、努力しても介護状

態になる場合もあります。介護状態になった場合でも、自分らしく、生き生きと暮らしていけるように、元気なうちから備えることも介護予防だと思っています。社会福祉協議会でやっている「老い支度事業」のような視点での介護予防もあるのではないかと思います。認知症に関しても、「認知症予防で認知症にならずに暮らせるようにする」という考え方もありますが、「認知症になったとしても、暮らしていける社会をつくること」のほうが大切だと思っています。そのような視点も、ぜひ加えていただきたいと思います。

2点目。48ページの「相談体制の強化」に、「地域包括支援センター相談機能のさらなる充実」とありますが、そこにはいろいろな問題が持ち込まれます。介護の問題だとしても、その後ろにはヤングケアラーの問題があったり、引きこもりがあったり、貧困の問題があったりして、その先での各部署の連携を密にするような体制をとっていただきたいと思います。利用者としては、一度相談に行ったら、後ろで連携を取ってくれるような対応がありたく、たらい回しにされるのではなく、市の中の連携も大切にしていきたいと思います。

3点目。成年後見制度のことが挙がっていますが、任意後見制度の普及もとても大切だと考えます。元気なうちから考えていくことの大切さを周知していただきたいと思います。

○会長 事務局、いかがですか。

○事務局 1点目の介護予防については、府中市としても、その方が望む理想の生活になるべく近い生活ができるようにすることが大変重要な視点だと考えております。そのために介護状態にならないようにすることも1つですが、一旦は介護状態になったとしても、セルフマネジメントを身につけて、「本当に必要ではない支援は受けずに生活する」という視点も大事なのではないかと考えております。府中市においては、サービスCの利用を通じて、セルフマネジメントを身につけていただき、極力ご自身の力で生活できる状態を維持していただくという点に力を入れてるところです。

2点目。包括支援センターの相談に関しては、本当にさまざまな相談が寄せられます。中には、高齢者福祉の分野だけでは解決できずに、他部署と連携する必要があるものも、もちろんあります。受けた相談を適切にサポートができる部署につなげるように、顔の見える関係を作ることを心掛けております。その点については、9期計画において、充実してまいりたいと考えております。

3点目。成年後見制度については、府中市においては、社会福祉協議会に成年後見制度の利用推進の中核機関を担っていただいております。その中でも、法定後見の他にも、任意後見制度の利用についても、適切に周知が図れるように取り組んでいただいております。今後も、社会福祉協議会と連携しながら、その点を続けてまいりたいと考えております。

○会長 よろしく願いいたします。では、先に進みます。事務局より、第3章から先の説明をお願いいたします。

○事務局 続きを説明いたします。58ページをご覧ください。このページからの第3章

では、前回の協議会でお諮りした9期計画の基本理念、4つの基本目標等を示しています。

66ページをご覧ください。こちらは、9期計画の体系図になります。基本は前回の協議会でお諮りしたのですが、何点か修正したところがありますので、ご説明いたします。

1点目は、施策③「健康づくりの推進」に関して、原案で入っていた「健康応援事業」を削除し、12「成人歯科健康診査（口腔機能健診）」を新たに追加しています。

2点目は、施策⑤「健康づくりと介護予防に取り組む地域への支援と担い手の育成」に関して、原案で入っていた「自主的な健康づくりへの支援」を削除しています。

なお、1点目と2点目については、担当課において確認をしていたところ、実質同じ取組を記載していた事業があったため、整理をしたものです。

3点目は、施策④「介護予防の推進」に関して、事業番号21の名称を「介護予防生活支援サービス事業の推進」から「短期集中予防サービス事業の推進」に変更しています。これは、実質的に「短期集中予防サービス」について記載している事業であったことから、より直接的な名称に変更したものです。

4点目は、施策⑨「医療と介護の連携の推進」に関して、事業番号38の名称を「医療・介護・福祉関係機関の連携構築」から、「医療・介護・福祉関係機関の連携体制の整備」に変更しています。これは改めて確認をしていたところ、その下の事業番号39「在宅療養に関わる専門職の相互理解」との取り組み内容との区分けが不明確であったことから、事業番号38には医療・介護連携に関する会議体の設置や連携ツールなどの基盤的なものを記載し、事業番号39には多職種研修会の開催等のソフト的なものを記載することとし、それに合わせて事業名を変更したものです。

68ページをご覧ください。このページからは、各基本目標、施策及び事業ごとに、具体的な取組内容を記載しています。なお、各事業の記載内容については、例として、事業番号1「地域貢献活動・地域参加の促進」をご覧ください。一番上に事業番号と担当課名を記載し、その下に事業名と事業内容を、一番下に基準となる令和4年度実績と、計画期間となる令和6年度から8年度に取り組む予定の内容や目標値を記載しています。他の事業についても同様の形式となります。

それでは対応方針ごとに、ポイントとなるものを抜粋してご説明いたします。対応方針（1）「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの推進」については、69ページ上段の事業番号3「高齢者の居場所づくり」をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出機会が大きく減少し、高齢者の孤立化が進んだことが、地域ケア会議等でも明らかになっているところです。この事業では、住民が主体となっているサロン活動への支援を行い、高齢者が他者と交流し、社会参加する機会の確保につなげることを目指しています。

対応方針（2）「健康づくりと介護予防の一体的な推進」については、75ページ下段の事業番号19「介護予防推進センターにおける介護予防事業やセンター機能の強化」をご覧ください。2025年や、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要があります。本市の地域包括ケアシステムは、介護予防に力を入れていることが特徴であると考えており、その拠点である介護予防推進センターには、各種の教室や講座を開催するだけでなく、地域包括支援センターと連携した取組も必要となります。9期計画においては、その連携の強化を目指してまい

ります。

対応方針（３）「住まいと生活支援の一体的な推進」については、８４ページ中段の事業番号３７「生活支援体制整備事業の推進」をご覧ください。高齢者が抱えるニーズは、多様化かつ複雑化しており、介護保険をはじめとした公的なサービスだけでは、そのニーズを満たすことができない現状があります。そのため、それらのニーズにきめ細やかに対応できるようにするためには、住民同士が行う支え合い等のインフォーマルサポートが重要になってまいります。そのため、引き続き生活支援コーディネーターを配置し、既存の地域資源の把握や、ニーズと支援のマッチングなどを充実していきたいと考えております。

対応方針（４）「医療と介護の連携強化」については、８５ページ下段の事業番号３９「在宅療養に関わる専門職の相互理解」をご覧ください。在宅療養者のサポートをするためには、医療の関係者と介護の関係者が相互に関わり、それぞれの役割を果たす必要があります。しかし、９期計画の策定にあたり実施したアンケート調査では、「医療と介護は十分に連携している」または「ある程度連携している」と回答した方の割合は、医療機関側では向上した一方で、介護事業所側では減少しました。今後、医療と介護の連携を推進していくためには、相互理解が重要であるため、多職種研修会の開催等を通じて、顔の見える関係づくりを推進してまいります。

対応方針（５）「介護者への支援の充実」については、８７ページ下段の事業番号４５「家族介護者教室」をご覧ください。９期計画の策定にあたり実施したアンケート調査では、介護者自身が介護者支援策として最も必要だと思うのは、「介護者に対する定期的な情報提供」であるという結果となりました。地域包括支援センターにおいて家族介護者教室を定期的で開催し、介護者への知識や技術を伝達するとともに、介護者同士の情報交換の機会を確保していきたいと考えております。

対応方針（６）「安全・安心の確保に向けた施策の充実」については、８９ページ上段の事業番号４９「地域での多様な相談体制の整備」をご覧ください。高齢者に関する支援の多くは、市や地域包括支援センターへの相談から始まりますが、高齢者人口の増加が見込まれるため、今後は相談件数もますます増加していくことが予想されます。そのため、相談窓口の周知を更に進めるだけでなく、職員の対応力向上や、関係機関との連携の深化を図り、増加する相談にも対応できる体制を整備していきます。

対応方針（７）「認知症施策の推進」については、９８ページ上段の事業番号６８「認知症の早期診断・早期対応の推進」をご覧ください。認知症は、症状の進行を遅らせる上でも、発症後の備えをする上でも、早期受診・早期診断が重要であると言われています。そのため、各地域包括支援センターに引き続き認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターや認知症サポート医との連携を深め、適切な医療機関への早期受診につなげる体制の整備を進めていきます。

対応方針（８）「地域支援体制の充実」については、１００ページ下段の事業番号７３「地域包括支援センター機能の充実」をご覧ください。本市では、高齢者が抱える様々なニーズに対応するため、センターを核とした地域支援ネットワークの構築を進めています。地域包括支援センター同士が情報共有する機会を設けるとともに、関係機関との連携を深め、対応の向上や平準化を進めていきます。

対応方針（９）「介護保険事業の推進」については、１０７ページ下段の事業番号８４「多

様な媒体を使った分かりやすい情報の提供」をご覧ください。先ほども触れたとおり、9期計画の策定にあたり実施したアンケート調査では、介護者自身が介護者支援策として最も必要だと思うのは、「介護者に対する定期的な情報提供」であるという結果が出ています。しかし、高齢者が関係する施策は介護保険、医療保険、市の独自サービス等多岐にわたるため、本人または介護者が必要とする情報を手に入れることができるようにするためには、情報をわかりやすくまとめるのはもちろんのこと、高齢者の周囲の方を通じた情報の提供を行うことが必要です。そのため分かりやすい情報の発信に努めるとともに、効果的な媒体の検討を行っていきます。

対応方針（10）「介護人材の確保と資質の向上」については、111ページ下段の事業番号90「ケアマネジャーの資質の向上に向けた研修会等の実施」をご覧ください。高齢者の在宅サービスを支援するうえでは、高齢者の状態を適切に把握し、フォーマル、インフォーマルを問わず、必要なサービスを提案し、調整するケアマネジャーの存在が非常に重要となります。そのため、ケアマネジャーへの情報提供や、ケアマネジャー同士の情報交換の機会を確保し、ケアマネジャーの質の向上に努めていきます。

114ページ以降の第5章は、介護保険事業の財政見通しとなっており、9期計画期間中のサービス等の利用見込みや、第1号被保険者の保険料設定について記載する予定です。保険料設定については、12月の協議会においてご審議いただく予定としております。説明は以上です。

○会長 ご意見等があればお願いいたします。

○委員 修正をお願いいたします。72ページの事業番号10で、令和4年度の実績のところに、「歯と口の健康週間」とありますが、これはイベントでの名称であり、正しくは「健康相談」だと思います。

○会長 事務局、いかがですか。

○事務局 ご指摘ありがとうございます。担当課に確認して、修正させていただきます。

○会長 他にご意見等はございませんか。私から意見を申し上げます。ぜひ入れていただきたいものがあります。77ページの最後の地域福祉関係のところ、現在、一番問題になっているヤングケアラーの問題を取り上げ、高齢者支援課も対策をとるということを入れていただきたいと思います。府中市でも大きな問題になっておりますので、高齢の分野からも、子どもの分野からも、タイアップして考えていくことが必要だと思います。ぜひ計画の中に入れていただきたいと思います。

○事務局 原案では、介護者支援の中にヤングケアラーも含めるという想定でしたが、ヤングケアラーについて具体的に記載することについて、所管課である子ども家庭部に確認して、検討させていただきたいと考えております。

○会長 ぜひ、お願いいたします。

○委員 今ご指摘があった通り、地域包括支援センターの重要性というものが少し変わり大変だとは思いますが、地域包括支援センターは、高齢者が行くところだと思われがちですが、その他の相談窓口がどこにあるのかわかりませんので、もう少し間口を広げることができると思います。現状でも大変なのに、これ以上大変なことになってしまうのであれば、申し訳ないのですが、他の対象者にも対応できるような場所になるとよう体制が充実できればよいと思います。人員も少なく苦勞されておられるかと思いますが、地域包括支援センターは重要だからこそ、その在り方を充実させていただきたいと思います。

○事務局 地域包括支援センターに関しては、高齢以外の他分野の相談を受けた場合、現状でも、適切な相談窓口や支援機関に繋ぐということをしており、今後も同様に続けていきたいと考えております。また、本市では、分野を問わない相談ということで、地域福祉コーディネーターが相談窓口となるような取組も行っていますので、そのような取組のさらなる周知や、連携も、今後ますます重要になってくると考えております。

地域包括支援センターの体制の強化に関しては、課題があると考えております。府中市の考え方は、基本的には地域包括支援センターを核、中心として考えてる部分が多分にあるのですが、そこを担えるだけの体制がないと機能していかないと思います。地域包括支援センターの職員の対応力向上についての支援を行うとともに、そもそもの体制、機能の強化についても、できることから進めてまいりたいと考えております。

○会長 よろしいですか。他にご意見等はございませんか。

○委員 この9期は、計画策定の趣旨のところに書いてある通り、2025年、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる時が計画期間に含まれるということですので、令和6年度から8年度の計画の目標値は、これまでの令和4年度と同じような数値ではなく、高齢者が増えることを見込んで、高く設定したほう良いのではないかと思います。特に、介護者の交流の機会ということで、87ページの事業番号45「家族介護者教室」では、令和4年度が、延べ338人の実績に対して令和6年度から8年度は350人です。事業番号46「家族介護者の交流支援」は、令和4年度の交流会実績45回に対して、40回開催となり、目標値が低くなっています。目標についての再考は行われるのでしょうか。

○事務局 目標値については、それぞれの事業の現状や今後の見込みに差異があるので、一律に高くすることは難しいと思っておりますが、今後、準備を進めていくにあたり、改めて事業の担当者に確認を依頼する段階がありますので、その際に、現状を踏まえて適切な目標値を設定していただくように働きかけをしていきたいと考えております。ちなみに、中には、令和4年度の実績が当初の目標値よりも大幅に増えているものがあります。そういったものでは、令和4年度と比べて目標値が低く設定されているように見えますが、実質的には、令和4年度に限らず、その前の令和2年度、3年度からの推移を見ると上昇している場合もあります。どのような場合においても適切な設定がされるようにしていきたい

いと考えております。

○会長 他にご意見等はございませんか。

○委員 87ページについて申し上げます。介護者を「ケアラー」を呼ぶことが一般的になってきたかと思えます。ここでも、括弧書きで「ケアラーの支援」と「していただけると良いと思えます。講習会等でも、「家族介護者教室」よりも、「ケアラー勉強会」としたほうが、親しみやすいかもしれません。また、ご意見がありましたように、支援の充実に、ヤングケアラーについても記載していただけると良いと思えます。

大人の方が集まる介護教室や交流会には、多分、ヤングケアラーの方は行きにくいと思えますので、別立てでご検討いただけるとよいと思えます。

○会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 87ページの「家族介護者教室」については、個別の事業名というところで、名称を記載しているのですが、ご意見のように、括弧書きで併記することで、今日の捉え方にマッチしたような表記になるようにしたいと思います。

ヤングケアラーの件につきましては、先ほどの回答と重複しますが、子ども家庭部と確認をしながら、表記を検討したいと考えております。

○会長 他にご意見等はございませんか。

○委員 2040年問題等がある中で、確実に増えてくるであろう年代の方に何かが必要だと思えます。「利用者が受け身ではなく、きちんと自分で考えられるように育てる」という視点が大切だと思えます。ケアマネジャーのやりがいのなさも、「利用者が丸投げして、何でもお任せしてしまうことで、手応えがなくなることによる」という声も聞きますので、自分で希望を言える利用者を育てることが大切だと思えます。それが、セルフマネジメントができる市民を育てていくという視点につながるのだと思えます。

ヤングケアラーの問題については、府中市は力を入れる宣言をしています。ヤングケアラーの問題は、いきなり子ども家庭支援課にいくわけではなくて、例えば、ケアマネジャーが訪問した際、主たる介護者の後ろにいて、表に出てこない傾向にあります。自分自身がヤングケアラーだとは気づかず、辛い思いをしているという現状もあると思えます。子ども家庭支援課が担当しているから一歩引くのではなく、少し前に出て行ってほしいと思えます。高齢者の方からアプローチすると見えてくることもあると思えます。協力して取り組んでいただきたいと思います。

○会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 1点目の「セルフマネジメントができる人を育てていく」ということに関しては、市としても重要だと考えております。例えば、介護予防に関して、これまで65歳以

上の方に、「心身の機能を維持しましょう」という視点で実施していた部分が多いのですが、介護予防推進センターの方と今後について話をする中で、「プレシニア世代に向けて、今から備えとしてセルフマネジメントができるような意識をもっといただくこと」も必要ではないかという話も出ています。災害の分野に関しては、行政が実施する部分だけだと、災害が発生した直後は皆さんをお守りできないので、ご自身で行う自助や地域の方同士の共助が必要になるという視点もございます。分野に応じて、人を育てるといような視点を持って、取組を進めてまいりたいと考えております。

2点目のヤングケアラーについては、高齢者支援課が一步引いているというようなことはなく、この取組にあたって、ヤングケアラーの支援をしている団体と、子ども家庭部が窓口になり、協定を結んで取組を進めているところです。その取組の中で、関係機関を含めた会議体の設置があり、そちらに、私ども高齢者福祉の部署も参画をしています。高齢者福祉の部署の役割、求められているものは、ご指摘のとおりだと思っています。やはり、隠れていて、まだ見つかっていないヤングケアラーの方を見つけることができるのが、高齢者支援課や地域包括支援センターであり、実際にそのような立場にあると思います。発見した方をどのように適切な支援に繋げていくかという具体的な動きを、会議体の中で検討し、その役割を十分に担えるようにしていきたいというのが基本的な考えです。

○会長 ありがとうございます。
他にご意見等はございませんか。

○委員 府中市では、毎年高齢化率が増えていますので、それを眺めてるだけではなく、どうにかしたいと思っています。高齢者支援課の皆さまは、自分たちの仕事ではないと思うかもしれませんが、解決法は、若い人口を増やすことだと思います。子育て支援や一度府中市に住んだ方、例えば、学生に、社会人になっても府中市に残ってもらえる環境を作るということも必要だと思います。それは、高齢者支援課の仕事ではないですが、各部署との連携を取り、みんなで解決しようということで、人口を増やす横の連携、縦の連携を密に取っていただきたいと思っています。

もう1点は、私たちのできることは何かを考えると、手遅れになってからでは遅いので、例えば、認知症の予防について、歯科医師も協力していけるのではないのでしょうか。「歯が悪いから認知症が進む」ということも、何となく知っているのですが、歯科のどの先生にご紹介すれば、噛み合わせ等を診ていただけるのか知りません。医師会の先生方とかは、ある程度、連携が密にできているので、「早めに受診した方がよい」と、受診勧告はできます。例えば、ケアマネジャーの方が、どこの医療機関を紹介したら良いのかという連携は取れてないので、そのような取組を進めていけると良いと思います。

ケアマネジャーが大変不足してることは、存じませんでした。申し訳ないと思います。資格をもっている使っていないケアマネジャーもたくさんおられますので、その掘り起こしはされているのですか。

○会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 1点目です。若い人を増やす方策については、本市として、全体的な考え方があり、それを実現するために各部課がそれぞれの役割を担っていくというような体制になっています。そのようなものが、市の総合計画や総合戦略にまとまっているのですが、その計画、戦略を踏まえながら、高齢者支援課としても役割を果たしていきたいと考えております。

2点目です。「手遅れになる前に、未然に」という考え方は、まさに必要であり、重要だと思っております。先ほど介護予防の件で、「未然にプレシニア世代から意識する」という話がありましたが、その他のところでも、相談対応において「問題が重篤化する前に包括支援センターに相談をしてください、市に相談してください」ということで、同じような視点で取り組んでおります。今後も、なるべく早く把握できるように、介入ができるように、各施策を進めていきたいと考えております。

3点目です。ケアマネジャーさんの資格を持っていて働いていない方の発掘について、実数としてどれぐらいの方がおられるのかは、市として把握しておりませんが、ケアマネジャーを募集すると、「これまで働いていなかったけども応募します」という方もおられます。そのような方々の活用については、やはり介護人材の確保という視点では重要なポイントだと思います。潜在的な資源の活用ということも踏まえて、検討していく必要があると考えております。

○会長 よろしいでしょうか。委員の皆さんには、資料を再度読み直していただき、疑問点等を出していただきたいと思います。事務局にはその期限をお示しいただきたいと思います。次回の会議で、疑問点等について、再度確認をさせていただくというような形で進めていただけるとありがたいと思います。

では、議事（3）を終了します。

議事（4） その他

○会長 議事（4）その他として、今後の日程も含め、確認をお願いいたします。

○事務局 計画の素案についてのご意見ですが、1週間後の8月31日までに、事務局へご意見を寄せていただきたいと思います。お忙しい中、恐縮ですが、よろしく願いいたします。そのご意見と本日のご意見を踏まえて、素案に修正を加え、次回の10月の協議会でお諮りさせていただきます。

○事務局 次回の会議日程についてご案内いたします。次回、第4回の協議会は、10月12日の木曜日、10時から開催したいと考えております。場所は本日と同じ、府中駅北第2庁舎3階会議室となります。内容としましては、9期計画の素案の2回目をご提示することと、地域包括支援センターの令和4年度の収支決算報告、また、見える化システムによる評価についてお示しをする予定でございます。

○会長 ご質問等ございませんでしょうか。

それでは以上で、令和5年度第3回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を閉会いたします。長時間のご審議、ありがとうございました。